

ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券登録店舗募集要項

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が令和3年度に発行するひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱う登録店舗の募集を下記のとおり行います。

【商品券の概要】

商品券名称	ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券
発行総額	12億円
発行数	40万冊
販売単位	1セット（2冊）
額面（1セット）	6,000円
販売価格	5,000円
構成（1セット）	500円×12枚綴り 内訳：取扱店全店共通券8枚・地域中小店専用券4枚
プレミアム率	20%
使用可能期間	令和3年10月9日（土）～令和4年1月10日（祝・月） ※新型コロナの影響で変更する場合があります。
販売（引換）期間	令和3年10月4日（月）～令和3年10月24日（日）
換金期間	令和3年10月11日（月）～令和4年2月28日（月）
発行者	枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会 （構成団体：枚方市・北大阪商工会議所・枚方市商業連盟・枚方信用金庫）

1. 登録店舗募集条件

(1) 募集期間

令和3年9月1日（水）～令和3年12月15日（水）

郵送は12月15日（水）当日消印有効

(2) 市民向け冊子掲載

令和3年9月14日（火）（郵送は9月10日（金）当日消印有効）までにお申込みの店舗は別途作成する市民向け冊子に掲載します。

※以降はWEBサイトで随時更新します。

(3) 参加資格

①枚方市内で営業している店舗・事業所（以下「店舗等」という）を有する事業者で、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を行い、次のいずれか（両方も可）を導入し、ステッカーを店頭に掲示すること。

ア 大阪府の感染防止宣言ステッカー

イ 枚方信用金庫の新型コロナ対策安心宣言ステッカー

②大阪府の感染防止宣言ステッカーの場合、業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。

③枚方信用金庫の新型コロナ対策安心宣言ステッカーの場合、新型コロナ対策安心宣言における取組内容14項目のうち、7項目以上の対策を今後も継続して実施すること。

④店舗等を有する事業者で、以下に該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種の営業を行う者

- イ 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共事業等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- エ 枚方市暴力団排除条例（平成二十四年条例第四十五号）に規定する暴力団、暴力団員、及び暴力団密接関係者が経営し、または実質的な経営に関与していると認められる事業者の店舗等
- オ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行う者、その他、実行委員会が不相当であると認める事業者

(4) 店舗等区分

商品券登録店舗は、取扱店全店共通券のみ利用可能な店舗と地域中小店専用券も利用可能な店舗に区分します。

① 取扱店全店共通券が利用可能な店舗

全店舗

② 地域中小店専用券が利用可能な店舗

ア 中小企業基本法第2条で中小企業と認められる事業者

資本金又は常時雇用する従業員のいずれかが、基準値以下であること。

事業種別	資本金	常時雇用する従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

イ 小売業に属する場合はアに加え、売場面積が1,000㎡未満の店舗（ただし、スーパー・ホームセンターは売場面積が250㎡未満の場合に限る）であること。

※百貨店については、ア、イに関わらず地域中小店専用券を利用できません。

※百貨店などの大規模小売店舗内の一部をテナント契約などにより占用し営業している場合は占用部分のみを売場面積とします。

※詳細は、別紙の地域中小店専用券の利用可能店舗早見表をご参照ください。

※常時雇用する従業員は、市内外問わず全店の合算になります。

(5) 参加にあたっての留意事項

① 以下の取引・商品については本商品券の利用対象外となります。

ア 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス等）

イ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、ギフト券、プリペイドカード、切手、官製はがき、印紙等の換金性の高いものの購入

ウ たばこ事業法（昭和五十九年八月十日法律第六十八号）第二条第一項第三号に規定する製造たばこの購入

エ 現金との換金、金融機関への預け入れ

オ その他この商品券の趣旨にそぐわないもの

② 以下の不適切な行為は禁止します。

ア 事業者同士による商品券の交換、譲渡及び売買は禁止します。

イ その他、市民から批判を招きかねないような不適切な行為は禁止します。

※登録店舗等が商品券の不正利用に関与し、または、本要項等に違反した場合は、登録を取り消します。

2. 登録店舗の登録方法

本要項に同意の上、以下のとおり申請してください。

(1) 申請期間：令和3年9月1日（水）から12月15日（水）（郵送は12月15日（水）当日消印有効）

(2) WEB サイト申請

右記のQRコードから、WEBサイト内の申請フォームに必要事項を入力し送信してください。

※QRコードが使えない方は次のURLをご利用ください。

URL <https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/hirakata-premium/>

※WEBサイトは、令和3年9月1日（水）午前10時から受付を開始。

WEB サイト申請



(3) 郵送・窓口・メール申請

①申請書の配架場所

WEBサイト内または実行委員会（枚方市観光にぎわい部商工振興課）窓口にあるひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券店舗登録申請書に必要事項を記入して提出してください。

②各提出先

ア 郵送（12月15日（水）当日消印有効）

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会事務局

（枚方市 観光にぎわい部 商工振興課内）宛

イ 窓口：実行委員会（枚方市役所 別館3階 商工振興課）窓口

平日午前9時から午後5時30分

ウ メール：tenpo@hirakata-premium-r3.com 宛

(4) 説明会

登録店舗向け説明会を次のとおり開催します。

①日時：9月7日（火）午後6時から

②場所：枚方市市民会館3階第3会議室

③参加方法

9月6日（月）午後5時までにコールセンター（9月1日開設）へお申し込みください。
（定員60名先着順）

コールセンターTEL：0570-036-077

④その他

説明会にご参加いただけない方は、9月上旬から12月中旬までWEBサイトに掲載する説明動画をご確認ください。

(5) その他

①市民向け冊子への掲載締め切りは9月14日（火）（郵送は9月10日（金）当日消印有効）です。その後随時更新し、WEBサイトで公表していきます。

②申請は店舗ごとに必要ですが、本部・本社等で取りまとめた提出も可能です。その場合においても、店舗ごとにWEBサイトの申請フォームへの入力・申請書の作成が必要です。

3. 商品券の取り扱いに関する留意事項

(1) 商品等の販売に当たっては、この要項を厳守した上で行ってください。

(2) 利用可能期間外の商品券は利用できませんので、取り扱わないでください。

(3) 商品券のみでの支払いの際において、釣り銭は出さないでください。

(4) 同一店舗内で、商品券による取引対象外の商品・サービスを設ける場合は、消費者にわかりやすいように表示し、各事業者の責任において管理してください。

- (5) 商品券には、取扱店全店共通券と地域中小店専用券の2種類がありますので、適正に取り扱ってください。
- (6) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正利用が明らかな場合は、商品券の使用を拒否するとともに、コールセンターにその事実をご報告ください。なお、盗難・紛失、偽造及び模造等による被害に対しては実行委員会（受託者含む）及び換金業務受任者である枚方信用金庫はその責任を一切負わないものとします。
- (7) 大阪府の感染防止宣言ステッカーまたは枚方信用金庫の新型コロナ対策安心宣言ステッカーを店頭に掲示してください。なお、これらのステッカーの掲示を取りやめた場合は、直ちに実行委員会に報告していただき、実行委員会の指示に従ってください。
- (8) 申込に際して同意していただいた誓約内容を遵守してください。誓約した内容が虚偽であったなど不適切な行為が発覚した際に実行委員会からの是正に応じない場合は、登録を取り消します。
- (9) 市民・利用者にわかりやすいよう、商品券登録店舗である旨のステッカーやポスターを見やすい場所に掲示してください。なお、ステッカー・ポスターについては、実行委員会にて作成し配布します。

4. 換金について

換金は、枚方市内の枚方信用金庫 本店・支店 11 店※（以下「金融機関」という。）です。

※本店、牧野支店、枚方公園前支店、くずは支店、家具町支店、津田支店、光善寺駅前支店、甲斐田支店、星丘支店、長尾支店、東香里支店

(1) 換金方法

- ①金融機関に商品券裏面の所定欄に登録店舗受領印（もしくは登録店舗名記入）を捺印した商品券、登録店舗証、自店で確認した枚数・金額を記載した換金依頼書、店舗印または代表者印を持参してください。
- ②金融機関で枚数・金額を確認し、金額により現金または換金依頼書に記載の指定口座に振込みます。

(2) 換金期間

令和3年10月11日（月）から令和4年2月28日（月）まで（金融機関の窓口取扱時間内）

(3) 振込口座への入金日数

換金申請を受け付けた日より5営業日以内に振込依頼書記載の指定口座に入金します。

※詳細な換金方法等につきましては、登録いただいた店舗に後日、ステッカー等と一緒にマニュアルを郵送させていただきます。

(4) 留意事項

金融機関に提出した換金依頼書（控）を紛失された場合、再発行は致しませんので、登録店舗控として、入金確認が完了するまで大切に保管してください。

5. その他

本商品券事業の運営は、実行委員会から東武トップツアーズ株式会社に業務委託を行っています。

(問い合わせ先)

・ **コールセンター TEL : 0570-036-077 (ナビダイヤル)**

開設期間 : 令和3年9月1日～令和4年3月15日

受付時間 : 平日午前9時～午後5時30分

(土曜・日曜は販売期間中(10月4日～10月24日)の午前9時～午後5時30分のみ開設)

商品券事業 WEB サイト : <https://www.hirakata-premium-r3.com/>

・ 枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会事務局

(枚方市 観光にぎわい部 商工振興課内)

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20

TEL : 072-841-1381 FAX : 072-841-1278



商品券事業 WEB サイト